

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、技術職として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、フォーンブースと呼ばれる1人用の小部屋において勤務中、立ち上がり、部屋を出ようとしたところ転倒し、左足を床に着いた際に強打したという。

請求人は、翌〇日、C病院に受診し、同月〇日にはD病院に転医し、「左第一楔状骨剥離骨折、左第1～4中足骨剥離骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円と算定し、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間については給付事由に該当しないとして不支給とし、それ以外の期間について休業補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、休業補償給付の支給に関する処分の給付基礎日額及び一部の期間について休業補償給付を支給されなかったことを不服として、労働者災害補償保険

審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算定した〇円を超えるか否か、また、一部の期間について休業補償給付を支給しないこととした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

上記第5の審査資料に基づき、本件について検討し、判断すると、次のとおりである。

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）給付基礎日額について

請求人は、「給付基礎日額は低きに失する」と主張し、再審査請求意見書において、「〇月に未払の残業代がある」旨を主張するが、その具体的な根拠は述べていない。念のため、当審査会において、給付基礎日額の算定について精査するも、決定書理由に説示のとおり、給与規程、給与台帳、勤務実績の記録等に基づく監督署長の算定に誤りは認められず、請求人が主張する「〇月分の未払の残業代」についても、一件記録からは確認できないことから、請求人の上記主張は認められないものと判断する。

なお、通勤手当については、決定書理由に説示のとおり、請求人は、会社からの督促に応じず、申請を行わなかったことから、会社は通勤手当を支給しておらず、その請求権も既に時効によって消滅していることが認められる。したがって、決定書理由に説示のとおり、給付基礎日額の算定において、監督署長

が通勤手当を算入していないことは当審査会としても妥当であると判断する。

(2) 休業期間について

請求人は、「不支給とされた部分も休業補償が認められるべき」と主張するので、検討したところ、次のとおりである。

ア 請求人が休業補償給付を請求した平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間のうち、平成○年○月○日から同年○月○日までの間は、請求人は就労して賃金の支払を受けており、また、会社が請求人に対して出勤停止を命じた同年○月○日から同年○月○日までの間は、会社が賃金を補償して請求人に支払っていたことが、給与台帳等から認められる。

イ 上記事実を踏まえると、平成○年○月○日から同年○月○日までの間は、待機期間を除いて、労災保険法第14条に定める「労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日」に該当するものと認めることはできず、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、同期間について休業補償給付を支給せず、同月○日から平成○年○月○日までの間について休業補償給付を支給することとした監督署長の判断は妥当であると思料する。

ウ なお、請求人は、再審査請求意見書において、会社を被供託者として供託金を法務局に供託していることをもって、平成○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付を支給すべきと主張するが、決定書理由に説示のとおり、本件の休業期間の判断に影響を与えるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が給付基礎日額を○円とした上で、請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分及び同給付の一部を支給しない旨の処分はいずれも妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。